

平成27年度 東京都税制調査会
第4回小委員会 議事録

日 時 平成27年9月24日(木) 午後6時14分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成27年度 東京都税制調査会第4回小委員会

平成27年9月24日（木） 18：14～19：59
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。少々定刻を過ぎましたけれども、開催に先立ちまして、まず、本日のお手元の資料を確認させていただきたいと思えます。

なお、本日ですけれども、〇〇委員におかれましては、ご出席の予定だったのですけれども、ご校務のご都合によりご欠席ということになりました。また、〇〇委員におかれましては、ご校務のご都合で少々遅れてお見えになるということで、ご連絡をいただいているところでございます。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

お手元の一番左側、上から順に「第4回小委員会次第」、「座席表」でございます。

その右側ですけれども、上から「第4回小委員会の論点」「都政等における地方税制度の喫緊の課題に関する資料」「平成26年度東京都税制調査会答申の概要（抜粋）」及び、同じく「平成26年度東京都税制調査会答申の概要（第I部）」というタイトルの1枚物の資料、前回の小委員会で〇〇委員よりご質問いただきましたふるさと納税に関連する資料でございます。また、先週15日火曜日に発表いたしました「共存共栄による日本全体の発展を目指して～地方税財政に関する東京都の主張～」を参考としてお配りいたしております。

最後の2点の資料及び前期答申概要の（第I部）としました1枚物の資料につきましては、ここで少々説明をさせていただきますと思えます。

まず、ふるさと納税の実績関連で、前回の小委員会で〇〇委員よりご質問がございました、ふるさと納税による都内区市町村における寄附金収入でございますが、誠に申し訳ございませんが、東京都においては一元的に集計した資料がございませんでした。

また、都内区市町村のふるさと納税の取り組み状況でございますけれども、団体によってまちまちな状況でございます。特別な取り組みは行っていないという団体も多い一方で、例えば墨田区ですとか国立市などにつきましては、地元名産品の返礼品を充実させるといった、積極的にふるさと納税に取り組んでいる団体もございませぬ。

そういった状況でございます。全体の状況をお示しする資料はございませんということになりますが、なお、東京都におきまして寄附金収入全体についての平成25年度決算額を参考にご報告させていただきますと、寄附者の個人法人別はわからないのですけれども、東京都の寄附金収入全体総額では約1億1,600万円となっております。

そして、本日、お手元にお配りいたしましたのは「平成26年度寄附金税額控除に関する調」でございます。こちらは平成25年中にされた寄附のうち、寄附金控除の申告があった寄附金を集計したものでございまして、各都道府県における収入を示したのではなく、控除額についての資料でございます。全国状況を見ますと、適用者は約13万4,000人、寄附金額合計は約141億9,000万円、控除額合計は約60億6,000万円となっております。東京都におきましては、適用者2万8,753人、寄附金額は約38億円、控除額合計は約18億円となっております。

続きまして、「共存共栄による日本全体の発展を目指して」につきましてご説明をいたします。

こちらは、先週15日火曜日に発表したもので、法人事業税の暫定措置や法人住民税の一部国税化といった不合理な措置の撤廃と、現在、国で検討されております「企業版ふるさと納税」や地方法人課税の分割基準の見直

しについても不合理を繰り返さないことを求めたものでして、都市と地方が共存共栄することで、日本全体の発展を目指すという都の考え方を整理したものでございます。

概要版の左上の囲みの部分をご覧くださいますと、これまでの不合理な偏在是正措置によって、東京都では累計で約1兆3,000億円の税収を失い、この措置が消費税率10%段階で、年間にしますと5,800億円規模に拡大する可能性があるという試算をしております。また、地方法人課税の分割基準の見直しなど、さらなる不合理な税制改正が行われるおそれもあるとしまして、右側にご覧いただけますように、不合理な偏在是正措置への10の反論といたしまして、東京都の立場から反論をまとめたものとなっております。

反論書の本編につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3点目の前期答申の総論部分でございます第I部の概要についてでございます。

こちらにつきましては、次回、答申素案をご審議いただくのに先立ちまして、都税調としての基本的な考え方である総論部分につきましては大きく変わらないと考えておりますので、ここで前期答申の概要をお示しし、ご確認いただきたいという趣旨でございます。

前期答申概要の1枚物の資料をご覧ください。第I部は、税制改革の視点といたしまして「1 地方分権の推進」では「地方が自らの責任で自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実が必要」といたしまして、「国から地方への権限の移譲と併せて、地方自治体の権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠」としています。

「2 財政の持続可能性の確保」では「公共サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得た上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠」といたしまして、「税負担の公平や課税の適正が重要であり、国民の公平感を高める努力が必要」としています。

「3 時代に対応した『公平』の実現」では「(1) 少子・高齢化、人口減少社会への対応」といたしまして「景気への影響や低所得者層への配慮に留意しながら、広く国民が負担を分かち合い、働く現役世代に過度の負担がかからない制度の構築が必要」としています。「(2) 格差拡大、貧困問題への対応」では「貧困や格差解消のためには、歳出面の充実と併せ、所得再分配機能を適切に見直し、公平感を高めることが必要」といたしまして、「(3) 活力ある経済社会を目指して」では「企業活動を支える行政サービスに必要な財源を確保し、真に必要な公共サービスや公共投資に財源を効果的・集中的に投入していくべき」としております。

今年度の答申におきましても、これら前期答申の視点を踏まえまして、総論部分の取りまとめを行いたいと考えております。

3点の資料の説明は以上でございます。

続きまして、皆様の机の上には青いファイルを置かせていただいておりますけれども、ファイルの中には諮問文、平成26年度答申、答申附属資料及び今年度第1回から第3回小委員会の資料等をつづってございます。

説明が長くなりましたが、よろしければ、会議をはじめさせていただきたいと思います。

それでは、進行につきましては、小委員長代行をお願いいたします。

【小委員長代行】 皆様、どうもこんばんは。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから「平成27年度東京都税制調査会第4回小委員会」を開催させていただきます。

これまで、7月までの間に、新たにご就任いただいた委員の先生方にプレゼンテーションをいただきまして、東京都を取り巻く税制上の課題、あるいは財政調整制度について、それぞれの先生方のご見解をいただき、議論をしてまいりました。

これから秋は、今年度の答申をまとめるということで、それに向けての、取りまとめの作業を進めていくこととなります。取りまとめに当たり、今回、事務局のほうから「都政等における地方税制度の喫緊の課題」という

ことで、事務局で、ぜひとも答申をまとめていくに当たって、重要な点として重点的に議論しておいてほしいというテーマをあげていただいております。

そこで本日はまず、地方法人課税について、前半で議論しまして、その後、住民税その他のところについても議論をおこない、次回から答申案の検討に入っていくというような流れで進めていきたいと思っております。

今年度からご就任された委員の方もいらっしゃるので、進め方について、補足をさせていただきました。

それでは、早速論点について議論していきたいと思っております。まず、事務局から、第4回小委員会の論点の中の「地方法人課税の意義」の部分について、ご説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、お手元の資料「第4回小委員会の論点」をご覧ください。

本日は、ただいま小委員長代行からもご紹介いただきましたけれども、「都政等における地方税制度の喫緊の課題」といたしまして、次回以降、答申案をご審議いただくのに先立ちまして、都における喫緊の課題であります地方法人課税の意義、その他、今年度まだ十分にご審議いただけていない事項について、論点を設定させていただきました。

それでは、まず、本日の1点目の論点「地方法人課税の意義」についてでございます。

まず、地方法人課税の分割基準についてです。平成27年度与党税制改正大綱で、外形標準課税のさらなる拡大とともに、分割基準のあり方を検討するとされておりますが、これまで、都に不利な改正が行われてきたことから、都としては見直しに危機感を持っているところでございます。分割基準の意義を踏まえ、分割基準の指標はどうあるべきか、分割基準の見直しについてどう考えるか、ご審議いただければと考えております。

次に、平成28年度税制改正要望で、企業版ふるさと納税が上がってきていることを踏まえまして、論点を設定いたしました。企業版ふるさと納税についてどう考えるか、ご議論いただければと思っております。

最後に、これまでの答申でも繰り返し述べてはおりますが、改めて、地方法人課税の偏在是正措置についてどう考えるか、こちらもご議論いただければと思っております。

続きまして、ご審議に入ってください前にも、分割基準に関する前期都税調答申の記載を確認しておきたいと存じます。

お手元の資料、「平成26年度東京都税制調査会答申の概要（抜粋）」の1ページ目をご覧ください。2枚つづりの資料でございます。

1ページ目の答申の「(5) 分割基準について」では、「分割基準は、複数の自治体に事務所又は事業所のある法人について、法人事業税及び法人住民税法人税割の計算上、課税標準額を各団体に分ける基準である。その目的は、従業者数等の客観的指標を用いて、税収を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させることにある」といたしまして、「財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と経済活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせてしまう」として、「財政調整は、あくまで地方交付税によって行われるべきである」といたしております。

次に「地方法人課税の偏在是正措置」について、答申の「1 地方分権の推進」におきましては、「暫定措置として創設された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、受益に対する負担という地方税の原則に反しており、地方分権の流れに逆行している」、また、「法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小するものであり、地方自治の根幹を揺るがしかねない事態である。分権は時代の要請であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない」としております。

続いて、資料の2ページ目、裏面に参りまして、「(2) 地方法人特別税・同譲与税」におきましては、「地方法人特別税・同譲与税は、税収格差という一面だけを捉え、大都市の財政需要を無視した措置であるとともに、受益に対する負担という地方税の原則に反するものである」とし、また、「従業者数のほかに、課税標準とは無関係な指標である人口を用いて法人事業税を再配分するものであり」として「課税ベースの存在と規模を反映す

る地方税としての配分基準と、財政力格差是正を含む財政調整制度の配分基準とを混同すべきではない」、「真の地方分権の実現に向け、地方の役割に見合う地方税財源の拡充という原点に立ち返るべきである」としています。

「(3) 地方法人税」では、「法人住民税が都道府県だけではなく市町村の基幹税の一つであるという事実を無視し、偏在性の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がない」としました。

「(5) 今後の議論に向けて」では、「国と地方自治体、あるいは地方自治体間における財源の奪い合いを続けることは、本質的な問題の解決にはならない」、「目先の税収の偏在是正のみを目的として、不合理な仕組みを講ずることでは、住民の理解を得られるものではない」としております。

前期答申の記載についての確認は以上でございます。

続きまして「地方法人課税の意義」に関する資料の説明をさせていただきます。お手元の資料「平成27年度東京都税制調査会第4回小委員会〔都政等における地方税制度の喫緊の課題に関する資料〕」の1ページをご覧ください。

1ページの資料1は「法人事業税・法人住民税の概要」でございます。

続きまして、2ページの資料2は「法人事業税・法人住民税の分割基準の概要」でございます。先程の答申の概要の中にもございましたが、分割基準は複数の地方自治体で事業活動を行う法人の法人事業税・法人住民税の課税標準を事業活動の規模に応じてそれぞれの地方自治体に適切に分割する基準でございます。

資料の中段は、現行の分割基準でございます。分割基準でございます「事務所等」とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所とされておりまして、また、「従業者」とは「事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者」とされておりまして。

続きまして、3ページの資料3は「法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額」でございます。

主な改正経緯を申し上げますと、分割基準は昭和26年度に制度創設されまして、当初は製造業、非製造業とも従業者数が基準となっております。昭和29年度に銀行業と保険業について、2分の1を事務所数、2分の1を従業者数とされておりまして。昭和37年度には製造業の、昭和45年度には非製造業についても本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす改正が行われておりまして、平成元年度には製造業において工場の従業者数を1.5倍に割り増しする改正が行われました。直近では、平成17年度に非製造業全てに2分の1を事務所数基準とすることが導入されまして、現在に至っております。

なお、表の一番下に、これまでの分割基準改正による都への影響額をお示ししております。この額は改正当時試算したものでございまして、平成17年度改正当時の影響額は約1,100億円となっております。

続きまして、4ページの資料4は、製造業における法人事業税の分割基準の計算例でございます。左の図が現行基準となっております。こちらの例では、東京の本社に100人、他県の工場に100人、合計200人の従業者がいる法人としております。工場の事業者数を1.5倍に割り増しした上で、課税標準を分割することによりまして、課税標準10億円を都4億円、他県6億円で分割することとなります。

右の図は、仮に従業者数を換算せず、1対1で分割した場合をお示ししたものでございます。

続きまして、5ページの資料5は、法人事業税の非製造業における計算例でございます。非製造業では、課税標準をまず2分の1に分けまして、それぞれに従業者数と事務所数で分割して計算することとされておりまして。ここでは、東京本社に40人、他県の支社に10人の従業者がいる法人を例に計算をしております。ここでは、従業者数では課税標準の2分の1の5億円を4対1で分割し、事務所数では同じく5億円を1対1で分割した後、それぞれの結果を合算し、都が6.5億円、他県が3.5億円の課税標準で税額計算することとなります。

右の図は、仮に従業者数のみで分割した場合の例となっております。

続きまして、6ページの資料6は、法人住民税における分割基準の計算例でございます。法人住民税の分割基準は、従業者数とされておりまして、課税標準を従業者数の割合で分割します。ここでは、区の従業者が150人、他県の従業者が350人の法人を例に、課税標準10億円を3対7で分割し、税額計算することとなります。

続きまして、7ページの資料7は「法人事業税における分割法人の割合」でございます。平成25年度の調定ベースで、普通法人全体では法人数の5.2%の分割法人が、税収内訳では77.6%を占めておりまして、特に資本金1億円超の普通法人では、法人数、税収内訳ともに分割法人の占める割合が高くなっております。

続きまして、8ページの資料8は「法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等」でございます。平成27年度税制改正におきまして、現在、法人事業税の4分の1に導入されております外形標準課税を、平成27年度からの2年間で、平成27年度は8分の3、平成28年度は2分の1と拡大するものでございます。

続きまして、9ページの資料9は、個人版ふるさと納税の概要でございます。これは、都道府県・市区町村に対してふるさと納税として寄附をいたしますと、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるものでして、生まれ故郷に限らず、どの自治体に対する寄附でも対象となるものでございます。

平成27年度税制改正で、住民税控除の限度額が所得割額の2割を限度とすることや、確定申告が不要な給与所得者が、申請によりまして、確定申告不要で控除が受けられる手続の特例が創設されております。

続きまして、10ページの資料10は、企業版ふるさと納税の創設に関する平成28年度税制改正要望の概要でございます。これは、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附に係る税制上の優遇措置を創設することによりまして、地方創生に取り組む地方を応援するというもので、現行の損金算入措置に加えまして、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じるとしております。また、東京都や特別区など、財政力の高い地方公共団体や、主たる事務所が立地する地方公共団体への寄附は対象外とするということを検討するとしております。

また、9月22日の新聞報道では、寄附額の6割を還元する制度を検討中とされておりまして、都市部の企業が創業地などに寄附することを見込んでいると報道されているところでございます。

続きまして、11ページの資料11は「地方法人特別税の概要」でございます。地方法人特別税は、平成20年度税制改正におきまして、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として導入されたものですが、平成26年度税制改正では、消費税率8%段階において、3分の1の還元にとどまっております。

続きまして、12ページの資料12は、地方法人税の概要でございます。地方法人税は、平成26年度税制改正において、地方税源の偏在是正という観点のみに基づいて、法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を地方交付税原資とすることとされたものでございます。

13ページの資料13は「不合理な偏在是正措置の都への影響」でございます。平成27年度の地方法人特別税と地方法人税を合わせた減収額は約3,000億円となっております。制度創設から現在までの累計で1兆円を超える減収となっております。

長くなりましたが、「地方法人課税の意義」に関する資料の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうからご説明いただきました論点と事務局資料について、まず、ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご質問ないようでしたら、早速審議のほうに入っていきたいと思っております。地方法人課税の意義ということで、まず、分割基準の問題、それから、企業版ふるさと納税の話、地方法人課税の偏在是正措置についてということが出てきております。

それでは、どなたからでも構いませんので、ぜひご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 どうもご説明ありがとうございます。

私も前の期からこの委員をさせていただいて、先程ご説明ありました答申にもかかわっているわけですが、偏在是正の話は多分に場当たりの話だというのは、分割基準の見直しもわかりですし、地方交付税の配分ルールといいますか、各自治体の基準財政需要額の算定もですね。一応ルールとしては定まっているものの、必ずしも十分に財政力の格差の是正ができていないというところ、ないしは、先程の「共存共栄による日本全体の発展を目指して」という東京都の主張の中でも書いてあるわけですが、不交付団体が増えていないという配分の問題が残っていることは、私自身も問題だと思います。

ただ、消費税率が10%に上げられる際に、さらなる地方法人課税に対する偏在是正措置を講じるということで、確かに東京都から反論を出されるということは非常に重要だと思うのですが、どうやって説得していくかがこれからさらに重要になってくるのではないかと思います。

こういう言い方をしては大変失礼な言い方かもしれませんが、偏在是正を求める側は、多分に東京都に対してジェラシーを持って臨んできているという感じがあるわけですね。私はむしろ東京が減じたら日本が絶対に減じるのだから、東京が栄えなくてどうするのだと、この都税調でも繰り返し申し上げてきているわけですが、そういう立場をあまり強調し過ぎてはいけないのだけれども、かといって、どうやってなだめるかということが、ちょっと今回、いただいた東京都の主張を見ると、そういう感じがするのです。

一番説得的だと思ったのは、むしろ、そこの資料ではなくて、今日の事務局資料13、13ページ、消費税は国も地方も社会保障財源に充てるために増税したということで、8%に引き上げた分の増収分は社会保障財源になるつもりで上げたのだけれども、実は地方法人税を導入したことによって、相当分差し引きされて、実質的にはゼロになってしまったというところ。社会保障財源は、別に東京都にたくさん税収が入ろうが、入るまいが、少なくとも社会保障の需要があるところにきちんと社会保障の充実分に消費税を財源として充てていくと言っているにもかかわらず、結局地方法人税で召し上げていっては、充てようにも充てられない。こういう言い方をすると変ですけども、国の方針に従ってやっているのだけれども、その方針に従ってやろうにもできないことを国がやっているのではないかと説明の仕方のほうが、ジェラシーを買わずに済む。東京都も地方もみんな同じように消費税財源を社会保障の充実に充てようということで、みんなで取り組もうとやっているさなか、偏在是正だと言って、それを召し上げてしまえば、結局それを歩調合わせてやろうにもできないではないか。これは非常に説得的な説明になるのではないかと思います。

ですから、そういう意味で言うと、次なる地方法人税の拡充というのか何なのかわかりませんが、やるならば、幾つかロジックがあると思います。なぜ、国の法人税も交付税財源なわけで、その交付税財源を地方法人税ではなくて、国の法人税で交付税財源にするというような話にしないのかということ。それから、さらには、おまけに企業版ふるさと納税では、企業が都市圏以外のところに寄附したら、国の法人税も寄附分を控除するのか。国の法人税は交付税財源ではなかったのか。全てではありませんけれども、交付税財源ではなかったのか。その交付税財源を侵食しながら寄附で控除を認めるとは一体何がやりたいのか。偏在是正がやりたいのか、単にふるさと納税で減免するというのがやりたいのか。何なのかということが、論理的に考えて、目指そうとしていることと、制度上やろうとしていることが食い違っているのではないかとということなどは、地道に説得していくには重要なポイントになってくるのかなと思います。

あと、ちょっと超越的な話を申し上げますと、これも都税調で私も何度も申し上げますが、やはり地方税制全体のことを考えると、そもそも地域的な偏在が強い法人課税が、引き続き高い税収の構成比を占め続けているということ自体が残ってしまうと、いつまでもこの話は引きずってしまうし、地方間の対立みたいな話も引き起こされてしまう。東京ばかり税収が入るといふ変な話になりかねない。このことを考えると、もう少し超越的

なところを言えば、地方税制全体を偏在性の少ない税制に変えていくことも、中長期的には東京都から発信していくべきだし、次の話になるかもしれないですけれども、そもそも本来的には個人住民税という、どこの地域でもいらっしゃる住民の方々から直接的に税負担をお願いすることも積極的にやっついていかないと。こういう小手先だけで偏在是正などやっていたって、結局のところ、本質的な問題の解決にならないのではないかと。

そのようなところ、ないしは、共存共栄の資料の中でも触れられていたことと言えば、地方の税財源の充実が必要だということは、総体として私も思いますから、そういうところは、極端に言えば、国の与党が二の足を踏んでいるというか、臆病で言えないようなことであれば、東京都から消費税を上げたらどうだと、もっときちんと地方消費税で財源を地方に充実させるということもあるぞと。これは法人課税よりも偏在性の少ない財源ではないかということも、中長期的に、今すぐやれとかそういう話ではないのですけれども、そういう地方税制全体を偏在性の少ないものにしていくこともあわせてやっついていくことで、決して、東京だけに税収が入ればそれでいいということを言いたいわけではないところも効果的に説得できるのではないかと思います。

以上です。

【小委員長代行】 複数の観点から、ご意見をありがとうございました。

ほかの先生、いかがでしょうか。今の〇〇委員のご指摘くださったところでもいいですし、それ以外の点もお願いします。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 委員は発言することが仕事なので、発言します。

東京都の主張、「共存共栄による日本全体の発展を目指して」というのを既に出しているのであれば、別にここで議論するまでもなくて、全くいいのではないかというのが率直な印象であります。先に結論が決まっているのだったら、それでいいではないかという気がするというのが率直な感想でありまして、なぜこれが都税調での議題になるのかというのは、むしろ小委員長代行にお伺いしたほうがよいのかもしれない。何でこんな議題にしたのかということは、後でお答えいただければと思います。それが一つです。既に都の方針は決まっているのだから、別に我々のない知恵を聞いてもしょうがないのではないかというのが、まず、手続上第1点かなと思います。

それから、2点目は、繰り返し言っていますけれども、「不合理な偏在是正」はよくないという場合には、不合理な偏在是正と不合理でない偏在是正についての議論に結局なるということで、それはいかなるものなのかという話にならざるを得ないのです。かつ、偏在是正を、納付金制度のない地方交付税だけがやるべきだということなのか、どうなのか。これは譲与税とか、分割基準とか、いろいろなのが「先取りのな」といいますか、前さばき的な財政調整機能を実質的には果たしているということとは否定的なわけですが、しかし、それでいいのかどうなのかという判断には、合理性をどのように考えるのかという問題であります。いきなりここで不合理などと言われても、これを主張する相手方にこれは全部合理的であると言われたら、単なる水かけ論にしかならないのであって、なぜこれが不合理なのかということは、一貫して根拠を示して言わなければならないのではないかと。

例えば〇〇先生がおっしゃったように、社会保障が必要なんだという話はそのとおりで、この資料でも、東京のほうではいろいろ社会保障がおくれているんだ、つまり、ニーズが多いんだということですね。それは現在のニーズが多いという話と、今後も多い、あるいは今後もっと大きくなるというニーズの話は、格差とか偏在の問題を議論するときの土俵に乗るわけですが、ぱらぱらと分散して出てきたら、結局一体どうなっているのかわからないという話になると、全体としてどうなのかということについて判りません。合理的な偏在是正と不合理な偏在是正については、一体何がよくないのかということについてはやはり言っついていかないと、相変わらず東京は金銭が欲しいだけでしょうというだけで終わってしまうのです。ほかのところは自分のところも欲しいと、お互いに論拠がないから勝手に言い合っているだけということになって、あとは力任せという話になる。

力任せで決めたということ自体は不合理だと言えますけれども、では、どうするのかということについては、依然として残された論点なのではないかと思います。相変わらずこの議論はずっとやっています。確かにとられたら嫌だというのは、個人的にはそのとおりだし、東京都が利己主義的に考えればそのとおりで、別にそれは当然理論武装すべきだと思います。しかし、そのときの主張として、何ををもって不合理と言うのかということを含めないと、幾らデータを見せられても、「これは合理的な偏在是正である、おしまい」という反論をされて終わってしまうのではないかという危惧を持つということでもあります。

これは地方税の原則に反するという話がいろいろ書いてありますけれども、地方税の原則はなぜ偏在是正より上にあるのかということについては、答えは一義的にはないということになります。結局ここで出てくるのは、都の財政事情を考慮していないという、この財政公平性の議論に乗れば、これしかないということになるのではないかということです。

それから、頑張る自治体ほど報われずという話ですけれども、別に、自治体が、頑張ったから税収が増えるわけではないですからね。これは勘違いしている人が多いのですけれども、自治体が頑張って税収が増えるのではなくて、企業が頑張ったから増えるのです。所詮は反射利益であって、東京の関係者は勘違いしている人が多いのです。地方が頑張っているから税収が増えているわけでは全然ないので、他人のふんどしで議論するのはまずやめたほうがいいというのが第1点です。

交付税の不交付団体が増えることがなぜ分権なのか。これは必ずしも論理的な根拠がないということですね。税収格差のみによる比較は一面的であるというのはそのとおりですけれども、これは下のほうの財政需要とのトータルな見合いとして、例えば税・社会保障一体改革において、社会保障の財源を賄うときに偏在なのか、過剰な再配分だったのかという議論にならざるを得ないので、そういうふうに普通にやっただけではないかと思いますので、ちょっと全体としてはいかがなものかなというのが率直な印象です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今、〇〇委員から1点ご質問をいただきました。まず、都のほうで既にこの「共存共栄による日本全体の発展を目指して」というものを出されているということですが、これはこちらの都税調の議論とは全く切り離されたもので、基本的に、これに従って答申をまとめなければいけないということでは全くございません。そこは全く気にしないでいただいて結構でございます。あくまでも審議の前段階として、都のほうではこういう考えをまとめたということをご紹介いただいたということでございます。

それから、前年度の答申の概要についてですけれども、これは前年度と今年度の連続性ということもあります。前期についてはこういう形で地方法人課税について、分割基準ですとか、偏在是正措置について一定の考え方を整理したということございまして、これについても、状況とかを見ながら、いろいろなお考えもあると思いますので、そこはそれぞれの委員の先生方のお考えに沿ってご発言をいただければと思っておりますので、こういった東京都の主張に沿うようなコメントをしなければいけないということでは全くございませんので、そこは誤解のないようお願いできればと思います。

【委員】 言っていることが違うのですが、東京都の方針が決まっているから、東京都の方針に合わせて言うべき必要はないという話はそのとおりです。そうではなくて、既に東京都の意思決定がされているときに、諮問機関である都税調というこの機関が何を言う必要があるのかということなのです。つまり、決まっていなもののについて答申されて、意見を言うのは意味がある。既に決まっているのだったら、是非はともかくとして、それでいいのではないかと。なぜそれを問うのか。つまり、都の意思決定を再審査するのかということなのです。しかし、都税調は再審査機関ではないですね。そういう意味で、ここで意見を言うのは何の意味があるのか、つまり、ひょっとして答申が違う方向になったら、都は「共存共栄による日本全体の発展を目指して」を変えるつもりがあるのか。そういう意味ですね。

【小委員長代行】 そこについては事務局のほうからご説明をお願いいたします。つまり、答申が出ていない段階で、これをこのタイミングで出されたというのはいろいろな事情もあったと思うのですが、そのことと、今回、ここで審議することの関係性について、どのように整理されておられるのかということで、ご説明をお願いできればと思います。

【税制調査担当部長】 先程お示ししたのは、あくまでも東京都としてまとめたものでございますけれども、都税調では、こうやって学識経験者の方に集まっていたいて、ここではまだ必ずしも論理的というか、学者の先生方の見解というものをまとめたものではなく、あくまでも東京都でまとめたものでございますので、東京都の意見はこうであるけれども、その部分はある程度論理的に補強していただける部分ですとか、そういう部分を伺いたいということが一つございます。

あと、東京都がこれからまだまだこれから行われるかもしれない企業版ふるさと納税ですとか分割基準の見直しなどについて述べていく段階での、皆様方からのいろいろなご意見を参考にして、論理を補強していきたいというところがございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今、論理の補強ということでしたけれども、こういう形でまとめているけれども、ここは例えば本来の租税のありかたを考えれば、一概にこのようには言えないのではないかといった、違った見解もあるということも含めて補強と考えていいということですね。

【税制調査担当部長】 はい。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ということですが、いかがでしょうか。

それでは、あと、順番にご発言いただいている先生方に。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 今、出された先生方のご意見について、私も考えるところを述べさせていただきますと、まず、〇〇先生が合理的な偏在是正というのがはっきりしない中で、不合理な偏在是正ということは言えないと述べられたことについては、私は特に分割基準の問題について議論するとき、そうではないかと思っております、分割基準そのものがどうあるべきかというのは、そもそもの話というのはなかなかないのではないかと思いますし、これまでの改正の経過を見ても、これが合理的な根拠のもとにこうということが言えずに、ただ都の影響額がかなり大きくなってきていて、では、これをどうすべきかという話になっているのではないかと思いますので、そのところを議論するのはなかなか難しいのかなという印象を持っていますということが一つ。

あと、不合理な偏在是正措置ということで言いますと、先程〇〇委員のほうからご発言があったかと思っておりますけれども、交付税の原資のところ、法人税ではなくて、なぜ地方法人税を入れるのかという問題があるということをおっしゃっていて、私もそのところは東京都の立場として、国の税ではなくて、地方のところを原資化するという問題があるということについては言えるのではないかと思いますし、特に平成27年度ですと、国の法人税の割合は安定化の名目のもとに地方法人税が入ってきたために下がっているということもありますので、そのところについては、原資化という部分ですけれども、不合理な偏在是正ということについての主張はできるのではないかと考えているところです。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 法人事業税の課税標準の分割基準なのですけれども、今日の資料7でもわかるように、資本金1億円以下の普通法人の数はすごく多いけれども、実際に税収的というか、所得では本当に少ないのですね。分割法人というのはやはり大企業だからいろいろな所に事業所があるからこういうパーセントになっている。課税標準

のあり方なのですけれども、例えば事業所数ってありますね。事業所というのはどんなものがあるのかと考えた場合に、今、経済取引のあり方が変わって、国税でも国際課税で事業所があるのに申告していないとか、いろいろな問題があるように、事業所がなくても経済取引ができて、収入が上がっているのです。ですから、本当に課税標準のあり方が今の事業所数、従業員数でいいのかどうか。課税標準を拡大した場合に、本当に資本金1億円以下の収入も少ない小さな企業が多いのに、やっつけられるのかどうか。課税標準だけがどんどん広がったときに、逆に東京から企業が逃げていくのではないかという懸念もあると思うのです。だから、課税標準の枠を広げるのはいいけれども、やはり資本金とか収入とか所得とか、どこかである程度小さな企業を救うことを考えなければ、東京からどんどん小さな企業が抜けて、大企業だけが残っていく、ますます所得格差がでてくるのではないかと思います。

それから、一つ、私、質問なのですけれども、東京都の方に聞いたほうがいいのかな。いろいろな資料を見ると、地方法人特別税で国の部分に持っていかれて、東京都の税収入が減ったとなりますね。個人の所得、住民税のことを考えると、個人住民税は一律10%です。そうすると、大変所得の少ない方が、住民税が10%になったときに、今までの住民税の倍を払っているという感覚がすごく納税者に多かったのです。そうすると、法人の国税に持っていかれる部分だけの減収を言っているけれども、個人の住民税というのは、所得の低い方は少ないから、そんなに都の税収は上がってこなかったのかもしれないけれども、個人の住民税が5%から10%になったときに、どのぐらい納税者の数が増えたのか、ということも入れないと、東京都は本当に減ったのはどのぐらいなのかということ、正しい数字が出てこないと思うのです。

【小委員長代行】 それは税源移譲を通じて東京都の税収額がどのぐらい。

【委員】 何で所得税が減ったのに住民税がこんなに増えたの、というのを、随分関与先の従業員のほうから質問があったのです。住民税が10%になったから倍になってしまったのですよ、という説明しかできなかった。だから、そのように感じたのが、うちは本当に小さな事務所ですから、少しの顧問先でもそれだけ感じたのだから、ある程度個人の住民税というのは税収が増えたのではないかと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょう。

【小委員長代行】 事務局、いかがですか。

【委員】 今日でなくてもいいです。

【小委員長代行】 お願いいたします。

【税制部長】 理論的な数値は手元にはないのですけれども、個人住民税、これは都民税だけ、東京都分だけですけれども、平成17年、18年ごろは約4,000億円の税収でした。これが平成19年以降、おおむね8,000億円程度ということになっています。これは、税率が市町村と都道府県の配分も変わっていますので、足したときにどうかというのはちょっとありますが、これは全体で、全国で3兆円規模の税源移譲を所得税から住民税に行うという形で設計をしておりますので、少なくとも所得税が減った分と、住民税が増えた分は、トータルとしてはイコールでつくっている。ただ、先生がおっしゃるように、課税最低限が所得税と住民税で異なりますし、最低税率が5%だったものが10%に上がっているということで、極めて所得の低いほうの方で税を負擔されている方については、確かに負担感が出たということは、我々も伺っております。

【小委員長代行】 お願いいたします。

【委員】 正式な名称はあれですけれども、調整控除があるので、個人単位では所得税と個人住民税は増減でゼロになるように調整がされているので、個人単位では税源移譲の結果、増税にも減税にも何もなっていない。ただ、払っている先が、今まで国に払っていたのが、1円も国に払わなくなるけれども、住民税は今まで国に払った分を全部地元の自治体に払ったという形になっているのが不思議に見えるという。

【委員】 そういうことです。だから、総額的には変わっていないけれども、国に入るのではなくて、東京都

に入る分ということで、それが増えたということですね。

【小委員長代行】 今の〇〇委員のご指摘は、つまり、税源の偏在性を考えるときに、その当時の税制改正の影響などのこともあるわけだから、トータルに見ていく必要があるというご意見だということではよろしいですか。

【委員】 はい。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それから、今の分割基準の話との関係で、今、事業所のあり方が随分変わってきていると。サービス経済化とIT化により、本当に、例えばサーバー一つあれば取引するような業態なども出てきている中で、これをどのように考えるかということも含めてというご意見だったと思います。

いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 あまり役に立たないですけれども、私の感想めいたことを申し上げると、繰り返しになってしまうのですが、例えば地方の基幹税、法人事業税というのが基幹税の一つであるから、それを国税化することは地方分権の流れに逆行しているということが、なぜそう言えるのか、あるいは、先程〇〇委員がご丁寧にお話になったような、分割基準というものも、これまでの歴史的な経緯を踏まえれば、合理的な基準であるべき分割基準が、ある種の水平的な税源の偏在の是正に用いられてきたというのは確かだけれども、それではどういう基準が合理的なのか、とか、そういった根本的な部分の考え方が、しっかり整理されると非常にクリアな都としての主張になるのかなと思いましたし、これは、私は財政学をやっていますけれども、財政学の課題でもあるということで、興味深く先生方のご意見を拝聴しました。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ふるさと納税についてはいかがですか。特にはよろしいですか。大体よろしいですか。

では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 今日は遅刻をしてしまって、大変申し訳ありませんでした。〇〇委員のコメントも途中からしか拝聴していないので、正確にフォローできているかよくわからないのですけれども、〇〇委員がおっしゃっていたのですが、私も最初の東京都の主張というものを拝見していて、最後の2ページがちょっとよくわからなかったのです。

税収は、東京都の税源を確保するために、27ページ、28ページのところで共存共栄と書いていらっしゃるのですが、それが税収の話とどう結びつくのかちょっとよくわからなかった。別に重箱の隅をつつくつもりはさらさらないので、一応これが答申ではないという小委員長代行のコメントがございましたので。

その前まではずっといろいろと流れを拝見していて、ふむふむと思ったのですが、例えば主な取り組み例というのを拝見していて、例えば「東京と各地を結ぶ観光ルートの設定」というのがありまして、新幹線も金沢とかどンドン行ったので、ただ、私が仄聞するところによると、ああいうルートが確立されると、地方の若い世代が結局東京に来てしまって、お買い物をしてしまうということで、地方の老舗の百貨店とかに行かなくなってしまったというのはよく聞くことなので、そういう観点から見ると、決して共存共栄ではないと言われてしまう可能性がちょっとあるのかなという気はしております。

それから、これはもう一点、コメントというより純粋に質問なのですが、いただいた小委員会の資料25、一番最後の25ページに「宿泊税の概要」というものが書いてありまして、これだけは順調に伸びているような印象があるのですが、これは都全体の税収の何パーセントぐらいになるのですか。

【小委員長代行】 宿泊税のところは、まだやっていなくて、後でもよろしいですか。

【委員】 大変失礼しました。別に今日でなくても結構でございます。個人的には、これだけ外国人がどんどん日本にまた来るようになると、こういう税収というのは貴重な税源になるのかなとは思いました。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

一通り委員の先生からご意見をいただきましたが。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ちょっと言い漏らしたことを若干つけ加えさせていただきたいと思います。

先程、〇〇委員がご指摘になったところで、確かに何を言って不合理と言うかを断定的に言うのが難しいところはあろうかと思えます。ただ、そこを価値判断というか、そういう話にできるだけしないような説得、説明の仕方があるのではないかと。私自身も先程、例えば資料13のように、結局は行って来いみたいな話になっていて、何のために消費税を社会保障財源で増税したという話なんだというのは、これを不合理と言うか、言わないかという以前の問題として、そもそも国が社会保障財源の確保ということで、国も地方も消費税を上げると言っていた話だったのではなかったのか。政策目的と合致していないようなことを地方法人税でやっているのではないのかというところは、それを不合理と呼ぶか、呼ばないか以前の問題として、そもそも何をやっているかよくわからないという結果になっているのではないかという説明として、かなり強くそのロジックが言えるのではないかと。そういう意味も込めて、私は先程例示させていただいたということです。

それから、もう一つは、第3回の小委員会に出席させていただいたときにも申し上げたのですが、東京だけ税収がたくさん入って、財源が豊かではないかということに対しては、これから2020年に向けて国と地方のプライマリーバランスの黒字化を国が全体として方向を示していることと、歩調を合わせているということで、例えば臨時財政対策債の残高ができるだけ増えないように財政運営するためには、他の自治体より税収が上がっているからといって、決して税収が潤沢だということではなくて、国と地方のプライマリーバランスの黒字化にも貢献するようなことを東京都ではやっているという説明ぶり、そのためには財源がないと収支改善は東京都として貢献できませんという説明も言えるのでしょう。また、これは先程の東京都の主張の資料の中にも書いてありますけれども、これからさらに社会保障が増えるのだから、それに見合っただけの税収増が東京にもたらされることがないと、東京都の社会保障の財源を確保できないということは、これはこれとして別に他の自治体がどうであれ、東京の社会保障費が増えていくということに対応する、国と地方をあわせた社会保障の持続可能性の担保ということで、強く主張できる場所ではないかと思えます。

分割基準の話は、私も別にこういう分割基準にするのが合理的だと言えるような論理的な分割基準の定め方を持っておりませんが、先程、そういう意味であえて不合理と言う言葉を使わなかったのですが、場当たり的だという言葉は私はあえて使ったわけですが、明らかに、何のポリシーもなく、いかにもただひたすら税収の場所を移しかえることしか考えずに鉛筆をなめているというやり方で、分割基準はあっているのかということから、そういう分割基準の定め方に不合理性があるというか、もう少し客観的なルールなり、それがリーズナブルかどうかはいろいろ価値判断は伴うにしても、予見可能な形で分割基準を決めるとか、一度決めたら基本的にはそれはしょっちゅう変えるべきものではないとか、そういうところがせいぜい。これぞベストな分割基準と言えるものがなかなか見いだせない中では、制度の安定性とか、そういうようなところで論理を補強するということはあるのかなと思いました。

以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

会長、お願いいたします。

【会長】 今、いろいろご意見をいただいております偏在是正の問題と、分割基準の問題、そして企業版ふるさと納税についてです。

ふるさと納税に関しては、前回の最後に私の意見を申し上げましたので、そのとおりののですが、偏在是正につきましては、確かに何が不合理なのか、あるいは合理的な偏在是正というのはあるのかという議論は、当然あ

るわけです。ただ、少なくとも、ある地方税をいったん国税にして、交付税の原資の中に入れるという形の偏在是正というのは、場当たりのご発言が今、ございましたけれども、そういうものだと言っていいと思います。

むしろ、偏在是正の観点から地方税改革ということを考えるのであれば、課税ベース自身をどう考えるかということになります。

一つは、都税調の答申でも、外形標準課税の拡大のことをずっと言ってきております。実際、今、所得割から外形標準課税へのシフトが段階的になされてきており、それは課税ベースの見直しという面がありますし、都税調でも、以前から、例えば自動車に関する課税、あるいは燃料に対する課税のような、どちらかといえば東京以外の地域にも課税ベースあるいは税源があるものについての課税のあり方、あるいはその配分のあり方について議論してきています。そういった観点から、より偏在度の小さい地方税等を考えるということも提言していくことは、これからもできると考えております。

それから、分割基準につきましても、今、いろいろご発言がございました。先程、これまでの経緯の表を資料3で拝見しましたが、従業者の数がベースになっているけれども、そこに事業所等の数というのが入ってくる。事業税の分割基準ですので、要するに、事業の規模をあらわす指標は何なのかと考えたときに、事業所の数なのか、それとも、従業者の数なのか、どちらが適当なのか、あるいは、もっといいものがあるのか。確かに世の中の経済活動の中身が変わってきているので、もっといい分割基準つまり指標があるのだということであれば、それを提言していきたいと思うのですが、少なくとも、事業税であれば事業規模をあらわす適切な指標は何かということを経験として分割基準を考えるべきだ、ということと言えます。それを具体的にどう改革するかについては、答申の表現を工夫しなければいけないのかなと思っております。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今回の論点につきまして、委員の方々からさまざまなご意見をいただきました。ありがとうございます。

あと、私のほうから幾つか補足をさせていただきますが、一つは、偏在是正が合理的か不合理かという話がありました。財政調整あるいは財源配分といったときに、税源配分ということだけでいいのかと。譲与税ですとか交付税のような財政調整制度まで含めたときの歳入を見たときに、それぞれに配分された財源がどのぐらいの規模であれば適正なのかということも視野に入れた上で、分権ということについて考えていくことが大事なのではないかと。それぞれの自治体が必要な行政サービスを行う上で、必要な財源というものをどういう形で確保し、そのときに必要な税制のあり方というのはどう考えるべきかというところをもう少し幅広く考えたほうがいいのではないかとのご意見が、委員の皆さま方から出てまいりました。

今日、社会保障に関する話が出ましたけれども、今、例えば日本版CCRCということで、東京にいる高齢者を地方にという話もありますけれども、東京で暮らしていて、東京でずっと老後をと考えたときに、その方たちが安心して暮らしていける環境を東京としてどういうふうを整備するのかという観点から、改めて財政需要というものをきちんと見込んだ上で、それだけの財政需要を賄う上で必要な税収というものがどれぐらいなのかという観点から、必要な税収というものをきちんと割り出すことが必要で、それに基づいて、これは不合理な偏在是正なのではないか、必要な財源を今のようなやり方では東京都は確保できない、ということが言えるかどうかを検証し、うたっていくことか大事なのではないかとのご意見もいただきました。

それから、分割基準の話に関して言いますと、昨年度の答申で、税収を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させることが大事だという書きぶりになっています。今、会長のほうからは、事業規模という言い方がされていましたが、経済活動、あるいは事業税に関していうと、付加価値割を増やしていくという議論もあったときに、それぞれの事務所ごとにどのぐらいの付加価値を生んでいるのかということ、これだけサービス経済化が進んでいく中でどのように整理していくのかということが多分問われていくだろうと思います。

特に、無形資産などを使用していくとなった場合の問題ですとか、研究開発の話ですとか、そうしたところも含めて、それぞれの事務所ごとにどういうふうにそれを帰着させるかというところは、これから議論になっていくのかなと思います。

前期に、〇〇委員のほうから、むしろグローバルな視点で、付加価値をどこの国に帰着させるのかということで、パテントの話とか何かがありましたけれども、恐らく、違った意味で、国内でもそういったことが議論になってくるのかもしれない。

それでは、時間も押してまいりましたので、法人課税に関する話はここで一旦閉じさせていただきます、また何かございましたら、次回以降のまとめのところでご意見をいただければということで、次の話のほうに行きたいと思います。

第4回小委員会論点のうち「その他」というところについて議論していきたいと思いますので、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、2点目の「その他」の論点につきまして、ご説明いたします。

所得課税の課題では、所得再分配機能につきまして、控除のあり方についてどう考えるか、地方の自主財源の拡充では、課税自主権をどう活用すべきかについてご議論いただきたいと思います。

続きまして、所得課税の課題に関する前期都税調答申の記載を確認しておきたいと存じます。お手元の「答申の概要（抜粋）」資料の3ページ目をご覧ください。

答申の「4 個人住民税、所得税」では、「(1) 基本的な考え方」として「個人住民税は、都道府県及び区市町村の基幹税の一つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後とも重要な役割を担っていくべきである」といたしまして、「(2) 所得再分配機能のあり方」では「国民の所得格差が社会問題となっている」としまして、「個人所得課税の所得再分配機能のあり方については」「社会経済の活力を損なわないよう配慮しながら、人々の負担の公平感を高める方向で検討していく必要がある」としています。

税率構造の段落では、「地方自治体の裁量権を拡大し、独自の税率構造を適用できるようにすることも考えられる」としまして、控除の段落では、「負担を公平に分かち合うという観点から」「個人所得課税について、控除の見直しなどにより課税ベースを広げることや、基礎的な人的控除を税額控除に改編することなどが考えられる」としています。

続きまして、地方の自主財源の拡充に関する前期都税調答申の記載を確認しておきたいと存じます。同じく「答申の概要（抜粋）」資料の4ページ目をご覧ください。

答申「1 地方分権の推進」では、「地方が自らの責任で自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実を図っていく必要がある」としまして、「地域の実情に応じて適切な政策効果を発揮できるよう課税自主権を強化すべきである。税率決定権や法定任意税のあり方等については、今後も幅広く検討することが求められる」としております。

また、答申の「3 法人事業税、法人住民税及び法人税」の「(6) 超過課税について」では、「超過課税は、地域の実情に応じた行政運営を行う上で必要不可欠な財源を得る手段であり、地方自治体の判断が尊重されるべきもの」としております。

続きまして、その他の論点に係る資料のご説明をさせていただきます。お手元の資料「平成27年度東京都税制調査会第4回小委員会〔都政等における地方税制度の喫緊の課題に関する資料〕」をご覧ください。

まず、所得課税の課題に関する資料でございます。14の資料14につきましては、「再分配効果の国際比較」でございます。OECD加盟国の中で、我が国の位置を示した表でございます。右側の表にあるとおり、我が国は税による再分配効果がOECD加盟国の中で最も小さくなっております。

15ページの資料15は個人住民税の、16ページの資料16は所得税の概要でございます。

続きまして、17ページの資料17は「個人住民税、所得税の税率構造」でございます。平成25年度税制改正によりまして、平成27年分以降の所得税から課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられておりまして、所得税と住民税を合わせた税率では15%から55%の7段階となっております。

続きまして、18ページの資料18は「所得控除の概要」でございます。所得税と個人住民税の控除額をご覧くださいますと、個人住民税はそれぞれの項目で所得税の控除額を下回っております。

19ページの資料19は、第1回小委員会でもご提示いたしました「諸外国における『給付付き税額控除』等」でございます。類型1は、消費課税の逆進性の緩和策として、低所得世帯に対する直接給付を行っているカナダの例、また、類型2は、就労支援策として、給付付き税額控除を行っているアメリカの例、類型3は、子育て支援や女性の就労支援策として税額控除を行うオランダの例でございます。

続きまして、地方の自主財源の拡充に関する資料でございます。

20ページの資料20は「国と地方の税財源配分」でございます。国と地方の租税収入の比率は、おおむね国6に対し地方は4となっておりますが、歳出ベースでは国4に対し地方6と逆転しており、地方は自主財源が不足し、地方交付税等による国からの財源移転に大きく依存している状況となっております。

21ページの資料21は、地方税の税率の種類を分類した資料でございます。

続きまして、22ページ、資料22は「全国の超過課税実施状況」でございます。道府県民税では、法人税制について、静岡県を除く46団体が超過課税を実施しております。

23ページの資料23は「全国の法定外税実施状況」でございます。

24ページの資料24は「法定外税導入の時期」と「法定外税の件数及び税収額の推移」でございます。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法改正で、法定外普通税の許可制が、同意を要する協議制に改められるとともに、法定外目的税が創設され、それ以降、産業廃棄物関連の法定外目的税が集中して導入されております。

最後の25ページの資料25は、東京都で実施している宿泊税の概要及び税収額の推移でございます。宿泊税は、都内のホテルまたは旅館に宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施をされております。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられることとなっております。平成27年度当初予算額は約17億6,000万円となっております。全体の収入額に占める宿泊税の割合は0.035%となっております。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それでは、今の事務局からのご説明につきまして、まず初めに、ご質問があればお願いいたします。

それでは、特にないようですので、早速審議のほうに入りたいと思います。

所得課税の課題、再分配機能、控除のあり方の議論、地方の自主財源ということで、課税自主権の活用ということを挙げておりますが、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 所得控除のことで、先程課税ベースの拡大を言っていたのですが、控除額のところはできたら所得税に合わせたほうがいいのではないかと思います。そうすると、課税標準が下がってしまうかもしれないのですが、それと、生命保険料控除とかありますが、この控除もそろそろ要らないのではないかと考えて、それこそ、その辺も例えばここで話し合っ、国にも改正を働きかけるようなことはできるのですか。

【小委員長代行】 それは答申の書き方だと思います。

【委員】 できたら、基礎控除とか、この辺も国と合わせることはできないのでしょうかね。

【小委員長代行】 その場合、そろえたほうがいいのかというのはどういう考え方に。

【委員】 どういう考えということはないのですけれども、所得税と住民税が同じ控除でもなぜ違うのか。なぜ違わなくてはいけないのかというのも逆にあるでしょうが、住民税の課税の通知が来ますね。そうすると、なぜ所得税のときと控除額が違うの、というのを思う方も多みたいです。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

例えば生命保険料控除などでも、国のほうとしては政策的に生命保険料にということであれしているけれども、本当に地方がそこにつき合う必要はあるのかという議論があって、例えば地方の住民税だけは生命保険料控除をなくしてもいいのではないかという考え方もあるので、そこはむしろそれぞれのやり方、考え方でいいのではないかという議論もありますし、あとは、基礎控除の部分について言うと、よく言われる議論ですけれども、住民税については基本的な。

【会長】 負担分任ですか。

【小委員長代行】 負担分任ということで、参加ということで、そこは低くなっているんだということがよく言われることは言われています。ただ、そこをそろえてもいいのではないかという考え方もあるということですね。

ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 まず、〇〇委員のご意見で、私もそろえたほうがいいのではないかという発想は全く同感なのです。ただ、いつもその発想にくぎを刺されるのは、生活保護の基準との兼ね合いということで、国は直接関係がないので、国税は国税で設定できるのだけれども、地方税の場合は生活保護との関係でそこを上げると、生活保護の支給の基準が上がってしまうということで、どうするのだという話がいつも議論になって、そこで思考停止になるからいけないのだと私は思うのですけれども、もう少しそこは粘り強く議論をして、あるべき姿を探っていくことをやらなければいけないのではないかと私自身は思っています。

それで、少し最近の議論の流れも踏まえながら、私の意見を述べさせていただきます。やはり骨太の方針2015でも、低所得者というか、所得格差是正の観点より重んじるような方向とか、女性の働き方の観点から控除を見直してはどうかという機運が高まっているので、所得税及び個人住民税の控除の見直しは、今までにないほどいろいろ自由に意見が言えて、かつ、それがひょっとしたら採用されるかもしれないという雰囲気があるところはあると思っています。

今のところ、税込中立で、かつ、劇的に累進課税の税率を上げるつもりもないということで、所得格差是正と税込中立の両者を並び立たせるとなると、結局のところは、所得控除から税額控除に形を変えていくことでして、国の所得税においては累進課税されているので、税額控除化することを通じて所得格差是正の効果がより働くということが、どういう形に最終的に落ちつくかわからないけれども、そのような方向で議論されるのではないかという印象を私自身は持っています。

ただ、個人住民税は一定税率なので、所得控除を単純に税額控除に変えただけでは特段所得格差是正がより強化されるとか、そういうことはないわけです。ただ、では、個人住民税を税源移譲したときにフラットにしたにもかかわらず、さらに累進課税をめきめきやるのかと言われると、確かに先程事務局から説明があったように、神奈川県では超過課税はしているけれども、別に累進課税をしているわけではない。所得割については率をちょっと高くしているだけなのでね。

なので、そういう意味で言うと、一つ考えられるのは、小委員長代行もおっしゃいましたけれども、国税の控除をそのまま地方税の控除に採用するか、しないかというところは、いろいろな考え方があるだろう。だから、国税で控除したから地方税でも控除しなくてはならないというわけではないという可能性はあって、かつ、それ

は税額控除にするとやりやすくなるという可能性はあるのではないかと私は思っています。つまり、その分だけ税額を控除しなければ、そのまま納税していただくという形で、非常にシンプルにできるということで、国税と地方税で、税額控除の採否、採用するか、しないかをいろいろ根拠を持ちながら制度設計をできるのではないかと。

それから、もう一つは、消失控除にする。ある一定以上の所得、イメージで言えば、資料19ですけれども、まさにある一定金額以上から控除額を減らしていくというタイプです。そうすれば、これはフラットタックス、税率が一定でも、累進的になるので、そこでより高所得者の方からそれなりの税負担をお願いできるという可能性があるのですが、いきなり東京都だけ超過課税で累進課税を目指すということよりは、消失控除化というところに可能性を模索するという事は考えられるのではないかと。

例えば、今、配偶者控除を見直そうという機運もあって、配偶者控除はもちろん今の配偶者控除の問題点としては、結局のところ、国税でいえば141万円以上になると配偶者控除はゼロになってしまうという、所得控除であるということですが、これを税額控除化したならば、例えば夫婦合わせて、夫が幾ら稼ぐか、妻が幾ら稼ぐかは問わず、ある一定金額以上になったならば、そこから税額控除としての額は減っていくという形にすれば、税率を変えなくてもより高所得の方々に対して税負担をお願いできて、かつ、その財源を低所得者対策にも回せるという可能性ということで、所得格差を是正するという事は考えられる。

それから、もう一つは、今、給与所得控除、結局、税法上の所得控除というよりは、所得計算上の控除ですけれども、給与所得控除で、いずれ1,000万円以上は控除額が頭打ちになる上限へと今、だんだん下げている最中で、いよいよ次は1,000万まで上限が下がってくる。これも所得控除ではあるのだけれども、税率を上げなくてもより所得格差是正効果を働かせることになるので、所得控除であっても、控除上限を設けるという形も考えられるという意味では、もちろん、東京ならではの意味で言えば、高所得の方がたくさんお住まいになっているという意味において、10%しかかけないというところで税務当局としてそういう思いがあるのかなとは思いますが、累進課税をいきなり目指すよりも、まだいろいろ所得格差是正を地方税体系の中でもやれるのは、控除を見直すことによって余地がまだまだ残っていて、かつ、今までにないほど所得税制、個人住民税制の中での控除の見直しという話を前向きに取り上げようという機運が盛り上がっている時期でもあるので、そこは何らか積極的にこの税調でも議論してもいいのかなと思います。

以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あとは、先生方、いかがでしょうか。

【会長】 今、〇〇委員から、資料19、消失型控除についてご発言がございました。これはカナダのGSTクレジットを例に出されているわけですが、それについては私もいろいろ調べたりしております。ただ、ここでは横軸に世帯所得と書かれています。ここでいう世帯所得について気をつけなければいけないことは、これは我々がやっている総合課税だけではなくて、金融所得であるとか、あるいは社会保障給付であるとか、そういうものを全部含んでいる所得なのです。そういう意味で言うと、所得の捕捉を強めなければいけない。ちょうど今、マイナンバーの説明時期、導入時期に重なっておりますので、これをどのように生かすのかと議論したときに、総合課税を拡大して累進課税をするかどうかは別として、こういう制度を使おうとした場合には、所得の総合性、あるいは包括性といいますか、つまり所得を広く捉える必要があるのではないかと考えております。その点、もう一つつけ加えさせていただきます。

それから、先程の生命保険料控除の話、実は前期も話をしておまして、前期の答申でも触れています。確かにいろいろな控除が、昔からある控除だからといって、そのままずっとやっていけばいいというものではない。もちろん、役目を終えたものはやめていくということも当然あり得ます。租税特別措置の見直しみたいなものとして考えていく必要があると思います。

それから、税額控除の改編についても、確かに比例税率ですから、所得控除も税額控除も住民税の場合には基本的にはあまり変わらないのですが、所得課税全体として考えた場合の格差是正ということも、もちろん答申の中に入れていいのだと思います。皆さんのご意見次第ですが、そういうことも盛り込む可能性はあると考えております。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

先程〇〇委員のほうから宿泊税について少しご意見がありましたけれども、これはもう少し上げていってもいいのではないかとのご発言ということではないですか。

お願いします。

【委員】 そこまで何も考えていなかったのですけれども、確か前の資料の法定外目的税のところに出ていて、私、ちょっと地方税を勉強しましたときに、法定外税は定着しないとか、企画はされても実際に実施される税目が少ないと仄聞しておりましたので、これはうまくいった例なのかと個人的には思っておりました。

もし、東京都のような大都市圏で独自財源をというのであれば、これは比較的受け入れられやすいのかなという気がします。逆に言えば、安く上げたかったら安いホテルに泊まればいいわけですね。言葉が悪いのですけれども、1万以下のところにお泊まりいただければ問題がないということで、ラグジュアリーなホテルに泊まりたいのであれば、それに伴って負担をしていただくのも悪くはないのかなと個人的には思いました。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今、オリンピックの関係もあって、非常に高級、高額なホテルがどんどん増えてきているということもありますし、外国からの観光客、旅行者も大変増えているという状況の中で、これを2段階、1万円から1万5,000円、1万5,000円以上と、このままにしておいていいのかという議論もあり得ると思います。

この100,200,300円の税負担で旅行をやめるということはないと思いますので、そういう意味でも、この税率についても随分東京の状況も変わってきていると思いますので、これは再検討されていいのかもしれないということは、個人的には思いました。

ほか、いかがでしょうか。

〇〇先生、いかがでしょうか。

【委員】 ちょっと後半は、論点が一体どこにあるのかというのがわかりにくいところだとは思っています。あえて申せば、一つは、税制自体に再分配機能が非常に乏しいという中で、国と自治体を通じて行う場合には、都税調の答申の仕方はまさに国のほうにどうということをしてもらうのかという話を言っていないとならないということになるのかなと思うのですけれども、それとは別に、東京都自体でどう考えるのかという話になると、所得課税に関しては非常に限られてしまうので、これは論点としては国の税制改正に要望を出していくというのをどこにターゲットを絞るのかということになると、仮に、ここにあるように所得再分配効果が著しく低いということターゲットにするのであれば、控除の問題とかを言うというのは一つあり得ると思います。

ただ、私は一番いつも気になるのは、税だけではなくて社会保険料の不公平感といいますか、逆進性が非常に重いということをトータルでどう捉えられるのか。それから、先程〇〇委員がおっしゃった話、個人ベースからいけば、地方税をとられようと、国税をとられようと、生活は一体なのだから、一体としての負担感とか、一体としての公平性というのを一体どこで見てくれているのかということ、公平を考えると、どこも考えていないのではないかと。社会保険料と国税と地方税全体として、再分配効果がどうなっているのかというのを考えられていないのではないかと。ということがあります。

あと、軽減税率論に関して不可解な議論が財務省から出てきているので、軽減税率を適切な形でやるにはどうしたらいいのかというのは、ちゃんと都税調として言っておいた方が良くもありません。要は、カナダ型のや

り方もあります。また、上限額を付けるならば、個人番号カードでやるのではなくて、ちゃんと確定申告の段階で、上限幾らか決まっているのだから、その分控除すれば、あるいは還付・給付すればいいだけの話であって、何であるようにくだらないことを思いつくのかなという気がします。要は、財務省が考えたふりだけしたかったというのが見え見えです。ああいう不合理なことをやるのはやめてくれというのは、言ったほうがいいと思います。そういうくだらないことにつき合うのはともかくとして、控除のあり方について都税調として言うのは一つあったほうがいいのではないかと思います。

あと、私が個人的に気になっているのは、1月1日現在というやり方で本当に大丈夫なのかなというのが非常に気になっていて、これは自治体の問題として大丈夫なのか。1月1日だけ外国に行けば払わなくていいのかという、あるいは、そこに住めばいいのかという、この問題は自治体の問題としては消えないことであって、どうするのかというのはちょっと気になる。ただ、これも要は分割の話になってしまうのですね。結局、どこで何日いるのかという話になると、だから、1月1日で、みんな1月1日には逃げないということですが、一部に逃げる人が世の中にいますので、こういう不公平感をどうするのかというのは若干残っているかなという気はします。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 今の〇〇委員の1月1日で思い出したのですけれども、住民税や固定資産税は1月1日で課税ですけれども、これはちょっとここで言うべきではなくて、東京都への要望になってしまうのですが、償却資産税を1月1日現在の状況で1月31日までに申告してくださいという事についてですが、個人の確定申告が3月15日で、1月31日までに把握するのは難しい。それから、法人は決算期であるとするごくやりやすいのです。それをやると、逆に課税側の事務手続が大変になるかもしれない。でも、納税するほうの立場としては、申告期限に合わせていただくのが一番正しい申告ができるというのがあるから、何でも1月1日現在でいいのかどうかというのは考えていかなければいけない問題だと思っております。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】 それから、もう一つ、先程マイナンバーのことにもちょっと触れていらしたけれども、やはり国にも都税にも希望したいのは、国民、誰にでも公平というのは難しいけれども、納得できて、わかりやすい税制、納税する側にとって簡素でわかりやすい税制をぜひ目指していただきたいというのが希望です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間になってまいりましたので、これで一旦審議のほうは打ち切らせていただきます。委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれにて終了いたします。お忙しい中、どうもありがとうございました。これをもちまして、第4回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —